

平成21年から住宅借入金等特別控除が変わります。

マイホームを持ったとき 確定申告の準備は早めにしましょう



《所得税》

- 平成21年～25年中に住宅ローン等を利用してマイホームを新築、購入、増改築等をし、住居として使用した場合、一定の要件に当てはまれば住宅借入金等特別控除を受けることができます。
- ただし、入居した年及びその年の前後2年以内に譲渡所得の課税の特例（3,000万円の特別控除、買換え・交換の特例など）の適用があるときは、この控除の適用を受けることはできません。

◆居住年分ごとの控除期間、借入の限度額、控除率、最大控除可能額

居住年	控除期間	住宅借入金等の 年末残高の限度額	控除率	最大控除可能額 (各年の控除限度額)
平成21年	10年間	5,000万円	1.00%	500万円（50万円）
平成22年		5,000万円	1.00%	500万円（50万円）
平成23年		4,000万円	1.00%	400万円（40万円）
平成24年		3,000万円	1.00%	300万円（30万円）
平成25年		2,000万円	1.00%	200万円（20万円）

また、認定長期優良住宅の新築等の場合、控除率、最大控除可能額が違います。

《控除を受けるための手続》

- この控除を受けるためには確定申告をする必要があります。ただし、給与所得者は、1年目に確定申告をすると、2年目以降は年末調整で控除が受けられる仕組みになっています。
- 控除を受けるための要件と必要な添付書類に関しては、佐賀税務署（☎32-7511）までお問合せください。

《住民税》

住民税においても、平成21年から平成25年までに入居した場合で、住宅借入金等特別税額控除の最大控除額まで所得税額が控除できない方については、所得税から控除しきれない額を、個人住民税から控除します（最高97,500円となります）。

税務課からの お知らせ

【夜間納税相談】

10月8日・22日(木)

17:30～20:00

場所 小城市舎1階
税務課

【問合せ】

税務課（小城市舎）

☎73-8810

☎73-8801

Q & A

Q1 私は会社勤務の他に友人の会社での講演会などで報酬が16万円ほどあります。所得税の場合は20万円以下であれば申告不要と聞いておりますが、住民税の申告はする必要がありますか。

A1 所得税においては、所得の発生した時点で源泉徴収をおこなっていることなどの理由から、給与所得以外の所得が20万円以下の場合には確定申告不要とされております。

住民税においては、このような源泉徴収制度はなく、他の所得と合算して税額が計算されることとなりますので、給与所得以外の所得がある場合には、所得金額にかかわらず申告しなければなりません。

納期限を守りましょう！

11月2日(月) 市・県民税 3期 国民健康保険税 5期